

東京都内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。

令和7年8月4日

東京都内水面漁場管理委員会 会長 安永勝昭

（漁業権の行使の制限）

- 1 内共第13号及び内共第14号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

（資源管理への協力）

- 2 遊漁者は、内共第13号及び内共第14号による第一種共同漁業の免許を受けた者が行う資源管理の取組に協力しなければならない。

（指示の有効期間）

- 3 この指示の有効期間は、令和7年9月1日から令和8年8月31日までとする。